

議案第 1 2 2 号

平成 2 5 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

平成 2 5 年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49, 283 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 288, 529 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務

を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務

負担行為」による。

平成 2 5 年 9 月 2 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第 1 表 歳 入 歳 出

予 算 補 正

歳 入

款	項
6 繰越金	
	1 繰越金
歳入	合計

補正前の額	補正額	計
千円 10	千円 49,283	千円 49,293
10	49,283	49,293
3,239,246	49,283	3,288,529

歳 出

款	項
2 諸支出金	
	1 積立金
歳出	合計

補正前の額	補正額	計
千円 719,589	千円 49,283	千円 768,872
78,694	49,283	127,977
3,239,246	49,283	3,288,529